

附属機関の会議の公開に関する法令資料

【地方自治法】抜粋

第138条の4

- 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

【東大和市情報公開条例】抜粋

第30条 附属機関等の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に特別の定めがある場合
 - (2) 非公開情報に該当する事項を審議する場合
 - (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認める場合で、附属機関等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合
- 2 前項に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、規則で定める。